

第12回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和2年4月9日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第12回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年4月9日（木）

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会长 齋藤重幸

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
9番	内 海 亮 一	10番	梅 原 英 男
11番	若 菜 義 人	12番	志 賀 典 夫
13番	齋 藤 重 幸（会長）	14番	布 施 和 彦（職務代理者）
15番	鵜 澤 英 夫	16番	今 関 喜 明
17番	蔭 山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

（整理番号1～4）

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について

（利用権設定）

第5 議案第3号 農用地利用配分計画案の作成について

（農地中間管理事業）

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

（整理番号1～4）

第7 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（整理番号1）

第8 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（整理番号1）

第9 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1~2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚好	主査	千葉利憲
主任書記	小田切基樹	書記	門野祥和

◎開会

○議長 ただいまから、第12回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

内海亮一委員、梅原英男委員の両名にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～4）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は4件予定されております。本来は一括審議を行うところでございますが、整理番号4の案件につきましては、私が大網白里市農業委員会総会会議規則第10条の規定によりまして議事参与の制限に該当しますので、布施和彦会長職務代理に総会を行っていただきます。

つきましては、整理番号1から3の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から3の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページから2ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては、議案

書のとおりとなります。

整理番号1と2は相互に土地を交換するものであり、関連がありますので、一括して説明いたします。

整理番号1の申請地は、金谷郷字長谷の現況地目、畠が4筆、合計面積1,573平方メートルと整理番号2の申請地は、金谷郷字七沼前及び長谷の現況地目、田が1筆、面積1,358平方メートル、現況地目、畠が1筆、面積504平方メートル、合計面積1,862平方メートルを交換により所有権移転しようとするものでございます。

なお、整理番号2の金谷郷字七沼前の申請地については山辺地区の経営体育成基盤整備事業、いわゆる土地改良事業を行うに当たり、事業区域に編入するために交換しようとするものでございます。

各案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面①、1-1、1-2と表記された箇所が各当該地であり、詳細資料についてはA4判縦の1ページから7ページまでとなります。

次に、整理番号3。申請地は上谷新田字中川及び高札の現況地目、田が5筆、面積3,217平方メートル、現況地目、畠が1筆、面積396平方メートル、合計面積3,613平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判の図面②に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の8ページから12ページとなります。

以上、整理番号1から3につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1と2の案件について、一括して、若菜義人委員、よろしくお願いいいたします。

○若菜委員 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について調査報告を申し上げます。

まず、内容ですが、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

整理番号1、2は、農地の交換による所有権移転の案件であり、権利者、義務者が同一人

でありますので、両方一括して調査報告をいたします。

調査は3月31日に権利者、4月1日に義務者の方から聞き取り調査を行いました。双方の話によりますと、現在、この地域には土地改良計画があり、農地を集約したいと話があり、このような申請になったとのことでした。

場所は、資料の1から7ページに記載されているとおりでございます。

現在、この土地改良計画、整備計画によりまして、権利者、義務者の思惑が一致し、今回の申請に至ったとの理由でした。双方の面積に若干の相違はありますが、お互いに納得しているとのことでした。権利者、義務者とも同一地域内の住民であり、また隣家でもあります。双方とも農業を行っている世帯でございます。権利者、義務者とも地区内で活躍をしており、地区内から信頼されております。以上のような調査結果でございました。問題はないかと思ひますけれども、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、鵜澤英夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鵜澤委員 議案第1号、整理番号3について調査報告いたします。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

調査に当たりましては、榎澤委員さんと2人で申請地の確認と権利者と義務者にお会いし、調査確認してまいりました。権利者の代理人のお話によりますと、義務者の父親から権利者の父親が田畠をお借りして三十数年耕作しておりましたが、昨年父親が亡くなりまして、今までどおり耕作をしておりました。今年になって義務者の方から田畠を買ってほしいと申出がございましたので、長年耕作していたので愛着もありまして承諾したことでした。その後、義務者にお会いし、今回の経緯についてお聞きしたところ、父親が10年前に亡くなつて、自分自身も高齢で、これからも耕作しないことから、現在耕作している方に買っていたくのが一番いいことからお願いしたそうです。快く承諾していただけましたので、今回の申請に至ったということでした。慎重審議、よろしくお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から3について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1と2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1と2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は原案のとおり決定されました。

続きまして、整理番号4の案件について質疑に入ります。

整理番号4の案件につきましては、私が大網白里市農業委員会総会会議規則第10条の規定によりまして、議事参与の制限に該当しますので、本案件が終了するまで退室いたします。

それでは、布施会長職務代理、よろしくお願ひいたします。

(齋藤重幸会長 退室)

○布施職務代理者 それでは、議長のほうを務めさせていただきます。しばらくの間、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

早速議案の審議に入れます。

事務局から整理番号4の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号4でございます。権利者、義務者につきましては議案書のとおりとなります。

申請地は南今泉字荻原の現況地目、畠が9筆、合計面積3,460平方メートルを賃貸借により賃借権設定をしようとするものでございます。

理由につきましては、借受人は経営規模を拡大するため、貸付人は経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面③に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の13ページから15ページとなります。

以上、整理番号4につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○布施職務代理者 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号4の案件について、板倉小百合委員、よろしくお願ひいたします。

○板倉委員 議案第1号、整理番号4について調査報告を申し上げます。

理由内容としましては、事務局の説明のとおりです。

4月1日に権利者、義務者にお会いし、お話を伺い、その後、現地確認をいたしました。

場所につきましては、添付図面の13から15ページをご覧ください。

権利者と義務者は親戚関係にあり、以前からこの申請地で落花生を作っていました。義務者は農地のことは権利者に任せており、末永くお願いしたいとのことでした。今回、権利者個人が借りるのではなく、権利者が経営している会社が認定農業者を取得したことから、新たに会社と義務者間での賃貸借ということで今回の申請に至っております。権利者は落花生の生産、加工、販売を手広くされている方です。問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○布施職務代理者 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号4について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○布施職務代理者 よろしければ、質疑を終結し、議案に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4について採決いたします。

議案第1号の整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○布施職務代理者 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり決定されました。

それでは、斎藤会長に入室していただくようお願ひいたします。

この後、斎藤会長に総会の進行をしていただきますので、ここで議長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

(斎藤重幸会長 入室)

◎議案第2号（利用権設定）

◎議案第3号（農地中間管理事業）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から19の案件を一括して議題といたしますが、整理番号18と19の案件につきましては、私が大網白里市農業委員会総会会議規則第10条の規定によりまして、議事参与の制限に該当しますので布施和彦会長職務代理に総会を進行していただきます。

つきましては、整理番号1から17の案件を先行して審議をお願いしたいと思います。

さらに、本日審議いただく議案第2号の整理番号17の案件は、日程第5、議案第3号 農用地利用配分計画案の作成についてと関連がありますので、議案第2号と議案第3号の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から17及び議案第3号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号でございます。本案は農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書4ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者17人、利用権の設定をする者18人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は田が62筆で合計面積8万229平方メートル、畠が15筆で合計面積2万6,744平方メートル、田、畠を合わせた合計面積は10万6,973平方メートルでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は新規契約が6件、更新契約が13件でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1。所在地は南玉地内の地目、田が1筆、面積889平方メートルです。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ

1等米90キロ、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号2、所在地は金谷郷地内の地目、田が6筆、合計面積3,636平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は5年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり米90キロ、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号3。所在地は金谷郷地内の地目、田が3筆、合計面積3,724平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり米60キロ、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号4。所在地は細草地内の地目、田が8筆、合計面積1万1,018平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キロ相当額、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号5。所在地は九十根地内の地目、田が2筆、合計面積2,304平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キロ、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。所在地は細草地内の地目、田が3筆、合計面積5,787平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キロ、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号7。所在地は木崎地内の地目、田が15筆、合計面積1万3,625平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キロ、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号8。所在地は北今泉地内の地目、田が2筆、合計面積3,166平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キロ、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。所在地は北今泉地内の地目、田が1筆、面積128平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは無償であり、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号10。所在地は南今泉地内の地目、田が1筆、面積251平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは無償であり、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号11。所在地は南今泉地内の地目、畑が2筆、合計面積1,609平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は2年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万

円、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号12。所在地は木崎地内の地目、畠が8筆、合計面積1万3,735平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは金納であり、全面積で4万8,000円、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号13。所在地は北飯塚地内の地目、田が1筆、面積2,827平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キロ、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号14。所在地は木崎地内の地目、田が8筆、合計面積1万4,532平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キロ、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号15。所在地は細草地内の地目、田が7筆、合計面積1万737平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キロ、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号16。所在地は南今泉及び北今泉地内の地目、田が2筆、畠が3筆、合計面積9,819平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは無償であり、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号17につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けることを目的に利用権を設定するものでございます。

整理番号17の所在地は桂山地内の地目、田が2筆、合計面積1,563平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キロ相当額、契約の種別は新規であります。

以上、整理番号1から17の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号17について、当該農地を公益社団法人千葉県園芸協会より借り受ける借り手につきましては次の議案第3号になります。

議案書の10ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。今回は1件の農用地利用配分計画となります。

議案書の12ページをご覧ください。

表の上段に公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、13ページをご覧ください。

権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。

先ほど説明をいたしました議案書9ページの整理番号17と同じ内容となっております。

最後に、議案書の16ページをご覧ください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました、関連して新規契約の利用権設定案件について担当委員の方から調査報告をお願いいたします。なお、契約が更新の案件につきましては調査報告は省略させていただき、また、整理番号17につきましては貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされており、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号3の案件について若菜義人委員、よろしくお願ひいたします。

○若菜委員 それでは、農用地利用集積計画、整理番号3の案件について調査報告をいたします。

内容についてはただいま事務局の説明のとおりでございます。

調査は3月31日に貸付人、4月1日に借受人から聞き取り調査を行った。貸付者、借受人の双方とも同じ地区内で隣家でございます。貸付人の話によると、今まで他の方に耕作をお願いしていたとのことでしたが、その耕作者から返還をされたために、隣家の借受人に耕作を要望したところ、借受人が大丈夫ということでありましたので、お願いしたとしたことでした。一方、借受人の話によると、貸付人とは隣家であり、頼まれればやるしかないとのことで承知したとのことでした。現地は今まで耕作をされていたため、荒れておりませんで、トラクターにより整地が行われていました。以上のような調査結果で全く問題はないかと思いますけれども、委員の皆様には慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 続きまして、整理番号13の案件について鵜澤英夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鵜澤委員 利用集積の整理番号13について調査報告をいたします。

鵜澤委員さんと私で貸付人にお会いし、調査してまいりました。貸付人のお話によります

と、今回、借受人から正式な手続をして、これからも長く借りていきたいという申入れがありましたので、今回の申請となりましたということでございました。それから借受人に会つてお話を聞いてまいりましたところ、間違いないとのことでした。慎重審議、よろしくお願ひします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号15の案件について川嶋一美委員、よろしくお願ひいたします。

○川嶋委員 整理番号15についてご報告します。

内容は事務局の説明どおりです。4月1日に貸付人の方に電話で話を伺いました。高齢のため、経営規模を縮小したいと考えていたところ、知り合いの方に借受人を紹介されたとのことでした。また、借受人には直接会って話を聞きました。若い認定農業者であり、経営規模の拡大を図ろうとしている中でこの話があり、自分の耕作している田んぼが近いこともあります、引き受けたとのことでした。機械、設備も整っており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から17並びに議案第3号 農用地利用配分計画案の作成についてにつきまして、一括にて質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ、質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号18と19の案件について審議に入ります。

整理番号18と19の案件につきましては、私が大網白里市農業委員会総会会議規則第10条の規定によりまして議事参与の制限に該当しますので、本案件が終了するまで退室いたします。

それでは、布施会長職務代理、よろしくお願ひいたします。

(斎藤重幸会長 退室)

○布施職務代理者 それでは、改めて議長のほうを務めさせていただきます。しばらくの間、ご協力のほどお願ひいたします。

早速議案の審議に入ります。

事務局から整理番号18と19の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号18と19でございます。整理番号18から順に説明をさせていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号18。所在地は北今泉地内の地目、畠が1筆、面積3,303平方メートルのうち2,500平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号19。所在地は南今泉地内の地目、畠が1筆、面積5,123平方メートルです。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

以上、整理番号18と19の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○布施会長職務代理 ただいま事務局から説明がありましたら、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号18と19の案件について一括して、板倉小百合委員、よろしくお願ひいたします。

○板倉委員 整理番号18、19について、一括して調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。4月1日に借受人にお会いし、お話を伺い、貸付人お二人には2日に電話連絡をして確認いたしました。この農地は以前から借受人に耕作をお願いしており、これからも継続して頼みたいとのことでした。本来ならば更新ですが、借受人が経営している会社が認定農業者を取得したことから、会社と貸付人との間で新規契約をし直したそうです。借受人は地元でも信頼のある方です。創業60年、落花生の製造販売をしており、機械等の設備も整っておりますので問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をよろしくお願ひいたします。

○布施会長職務代理 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号18と19につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○布施会長職務代理 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております案件について、一括採決いたします。

ただいまの議題に供しております議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から19及び議案第3号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○布施会長職務代理 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から19及び議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、齋藤会長に入室していただくようお願いいたします。

この後、齋藤会長に総会の進行をしていただきますので、ここで議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(齋藤重幸会長 入室)

◎報告第1号～報告第4号

○議長 次に、日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第8、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第4号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の17ページから18ページをご覧ください。

報告第1号でございますが、議案書のとおり4件の届出がございました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので受理しております。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり1件の届出がありました。

届出の内容につきましては、市街化区域以内にある地目が農地である届出地を整理番号1

は共同住宅用地にしようとするものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので受理しております。

次に、議案書の20ページをご覧ください。

報告第3号でございますが、議案書のとおり、1件の届出がございました。

内容につきましては、市街化区域内にある農地を転用するため、届出があったものでございます。

整理番号1は所有権移転し、店舗用地にしようとするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので受理しております。

次に、議案書の21ページをご覧ください。

報告第4号でございますが、議案書のとおり2件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、駐車場用地として使用されていました。なお、平成3年4月4日付で農地法第4条届出の受理通知済みであり、平成7年11月2日撮影の航空写真で、既に駐車場が完成しており、また、税務課では平成5年より雑種地1で課税していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。航空写真で確認したところ、昭和58年から平成7年の間に作付が行われなくなったと思われ、現地調査の結果、人為的に杉を植樹しており、外観上は山林に近い様相を呈しております。なお、農業振興地域の農用地区域内であるものの、平成7年11月2日撮影の航空写真で既に植樹されており、税務課では平成30年より山林で課税されていることから、非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は举手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第6から日程第9までの報告事項を終わります。この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願ひ

いたします。

事務局、どうぞ。

○事務局 それでは、私のはうから2020年農業委員会活動記録セットについて説明いたします。

委員の皆様のお手元にお配りしております黄色の冊子になります。

活動記録セットの12ページをお開きください。

こちらは記入例となっており、その月における活動した日の記入及び業務などの内容をチェックしていただき、合計欄に日数の合計を記入してください。

なお、備考、メモ欄につきましてはA3でお配りしております別添資料があるんですが、そちらを参考に記入をお願いいたします。特に真ん中の農地利用最適化推進活動を行った際は必ず備考、メモ欄に詳細の記入をお願いします。

次に、14ページをお開きください。

農地利用の意向把握の状況及び地域の話合いへの参加状況についてですが、地区の方から農地利用の意向を把握したときや地区の話合いに参加されたときは記入してください。各月の活動などにつきましては、17ページ以降に記入をお願いいたします。

こちらの活動記録簿は今までと同じく当該月の翌月の総会時または月末、例えば4月分につきましては5月末までに事務局へ提出をお願いいたします。なお、提出用のコピーが必要な場合は事務局までお申し付けください。

次に、49ページから80ページはご相談カードになりますので、各地区において農地等の相談の際にご活用いただければと思います。昨年より記入していただく内容が変更となり、分かりづらいと思いますが、不明な点等がありましたら事務局のはうまでご連絡ください。

以上で、活動記録セットの説明を終わります。

以上です。

○議長 ただいまの事務局からの説明について、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

12ページと13ページの記載例と一番初めの16ページの記載例がちょっと違うんですけれども、時間をかけとか丸とか三角とか、今まで丸、三角でいったんですけども、今度は時間を書いたほうがいいの、30分だったら0.5とか。

○事務局 今の会長からの質問なんですが、それだと分かりづらいので、今までどおり、この12ページと13ページの記入例に基づいて記載のほうをお願いいたします。

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 ほかにございませんか。

積田委員。

○積田委員 これは事務局に確認なんですかけれども、委員会のときに配付される資料を保管しているんですけれども、実際のところ、個人情報なので、回収いただけたほうがいいような気もするんですけども。

○議長 事務局。

○事務局 今の積田委員さんからの質問ですが、先ほど委員さんがおっしゃったように、やはり個人情報という形になりますので、不要の場合につきましては事務局に申し付けていただくか、あとは任期中については関連する議案があるかと思います。特に委員の資料については、保存年限というのは決まっておりません。

○積田委員 今日終わったから閉会のときに机上に置いていて構わないということですか。

○事務局 それは委員さんのご判断になります。また、引き続き継続しそうな案件につきましてはお手元にあったほうがいいと思います。

以上です。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 特にないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただきありがとうございました。

これをもちまして、第12回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時54分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年4月9日

農業委員会長

齋藤重幸

署名委員

内海亮一

署名委員

梅原英男